

多良間テレビ中継局空調機等 更新工事

特記仕様書

沖縄県企画部情報基盤整備課

令和 7 年 10 月

第1章 総 則

第1節 適用範囲

本仕様書は、多良間テレビ中継局空調機等更新工事に関するものであり、法令その他特別に定めるものの他は、全て本仕様書による。記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び(電気設備工事偏)」（最新版以下同じ）及び、同標準図を準拠すること。何れにも記述がない事項については監督員の指示による。

第2節 仕様書等の優先順位

設計図書の優先順位は、本特記仕様書・設計図書(設計図面等をいう)標準仕様書の順とする。

第3節 作業の安全

作業の安全の確保のため本工事の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本工事と関連しない場所へ立ち入ってはならない。

第4節 光熱水費

本工事に必要な光熱水費は請負者で負担すること。ただし、試運転及び清掃に必要な処理水と試運転時の電力は使用することができる。その際は監督員と十分協議すること。

第5節 引渡し期日

本工事の引渡し期日は、工事完了後本県受入検査に合格し、本県が合格承諾をしたときとする。

第 2 章 特 記 事 項

第1節 概 要

本工事は多良間テレビ中継局空調機等更新工事に関するものであり、その内容は以下のとおりである。

1. 機器仕様

空調機

- (1) 型式 : 冷房専用天井吊型
 - 定格冷房能力 : 4.5kW 以上
 - 電源 : 単相200V 60Hz
- (2) その他 : 遠方制御(運転監視)
 - : 室外機耐塩害塗装
 - : 転倒防止ステンレスワイヤー

火災報知器

- (1) 受信機 : P型2級 壁掛形
- (2) 光電式煙感知器 : 2種 非蓄積型 露出

2. 工事内容

別添「工事内容内訳」参照

第2節 関連機器の点検等

本工事を実施するために必要な関連機器の点検、調整等は本工事に含まれるものとする。なお、それに伴う費用は請負者の負担とする。

第3節 他設備の運転

本工事を実施中であっても、本設備以外の運転・操作に支障があってはならない。やむを得ず設備を停止する場合は監督員と十分に協議し、その指示に従うこと。

第4節 実施時間

本工事の実施は祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時30分までとする。ただし、必要な場合は監督員の指示により、夜間(深夜)若しくは休日に業務を行わせる場合がある。

局舎内の出入りについては、公益社団法人沖縄県情報通信基盤整備協会と連絡を密にし、十分な保安体制をとること。

第5節 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人等通知書
- (3) 工程表
- (4) 作業日報
- (5) 官庁等へ提出書類
- (6) 検査記録及び試験成績表
- (7) 施工写真
- (8) 完了通知書
- (9) 引渡書
- (10) その他監督員の指示するもの

第 3 章 試 験 及 び 検 査

第1節 完了試験

工事完了にあたっては、監督員立会いの上で組立状況、据え付け状況について検査を行う。
また、監督員が必要と認めた場合は、中間試験を行う。

第2節 試運転調整

本工事完了にあたり、実負荷をかけた試運転調整を行う。その際、各測定箇所のデータを試運転報告書として提出すること。

第3節 費用の負担

本章第1節の監督員の派遣費は除き、第1節から第2節にかかる諸費用は全て請負者の負担とする。